

民間船舶の運航・管理事業

(旅客船)

実施方針

防衛省

<目次>

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1. 特定事業の事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業の対象となる公共施設等の種類	1
(3) 公共施設等の管理者等	1
(4) 事業目的	1
(5) 特定事業に係る業務の概要	1
(6) 事業方式	3
(7) 事業スケジュール	3
(8) 本事業の実施に要する費用に関する事項	4
(9) 本事業の実施に関する協定等	4
(10) 関係法令等	4
(11) 事業期間終了時の措置	5
2. 特定事業の選定方法に関する事項	5
(1) 選定基準	5
(2) 評価方法	5
(3) 選定結果の公表	6
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	7
2. 落札者の決定手順及び決定方法	7
(1) 有識者等委員会の設置	7
(2) 入札公告	7
(3) 質問受付	7
(4) 質問回答の公表	7
(5) 第一次審査資料の受付	7
(6) 第一次審査及び審査結果の通知	7
(7) 競争的対話	8
(8) 第二次審査資料の受付	8
(9) ヒアリング	8
(10) 第二次審査及び落札者の決定	8
(11) 審査結果の公表	8
(12) 基本協定・事業契約の締結	8
(13) 特定事業の選定の取り消し	8
(14) 提出書類の取扱い	9

3.	応募者の参加資格要件等	9
	(1) 応募者の構成	9
	(2) 応募者の参加資格要件	10
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1.	事業者の責任の明確化に関する事項	13
	(1) 責任分担の基本的な考え方	13
	(2) 想定されるリスクと責任分担	13
2.	事業者の責任の履行確保に関する事項	13
	(1) 契約保証金の納付等	13
	(2) 実施状況の監視等	13
	(3) 支払いの減額等	14
	(4) 公共施設等の変更	14
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1.	本事業船舶の基本的な機能	15
2.	本事業船舶の係留施設	15
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	16
1.	疑義が生じた場合の措置	16
2.	管轄裁判所の指定	16
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1.	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	17
2.	事業の継続が困難となった場合の措置	17
	(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
	(2) 防衛省の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
	(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	17
3.	融資機関又は融資団と防衛省との協議	18
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	19
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	19
3.	その他の措置及び支援に関する事項	19
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
1.	本事業に関連する事項	20
	(1) 本事業の実施に関して使用する言語	20
	(2) 提出書類の作成等に係る費用	20
	(3) 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表	20
	(4) 情報提供依頼（R F I : Request For Information）及びヒアリングの実施	21
	(5) 実施方針の変更	21

2. 今後のスケジュール（予定）	21
3. 情報公開及び情報提供	21

【添付資料等】

別紙 情報提供依頼（R F I）及びヒアリングの実施要領

別記様式 1 実施方針に関する質問書

別記様式 2 実施方針に関する意見書

資料－Ⅰ 業務要求水準書（案）

資料－Ⅱ 民間収益事業の実施要領書（案）

資料－Ⅲ サービス対価の算定及び支払方法（案）

資料－Ⅳ リスク分担表

第1 特定事業の選定に関する事項

防衛省は、海上輸送力の確保のための事業を実施するに当たり、民間船舶の運航・管理事業（旅客船）（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により財政資金の効率的活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）、PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（令和6年6月3日。民間資金等活用事業推進会議決定）に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

民間船舶の運航・管理事業（旅客船）

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

自衛隊の任務遂行に供する船舶（以下「本事業船舶」という。）2隻

(3) 公共施設等の管理者等

防衛大臣 木原 稔

(4) 事業目的

本事業は、令和4年度に策定された「防衛力整備計画」に基づき、自衛隊が島嶼部への侵攻阻止に必要な部隊等を南西地域に迅速かつ確実に輸送し、かつ、住民避難や災害時の対応に活用するため、自衛隊の海上輸送力を補完する目的で、常時運航可能な民間船舶を確保することを事業の目的としている。

本事業においては、自衛隊が船舶を保有、管理、運営することによる人的、物的負担を考慮し、平素の段階から民間事業者の資金、経営能力、船舶・海上輸送に関する技術的見地を最大限活用することにより、効率的、かつ、効果的に海上輸送力を確保することを目的として、PFI契約方式を採用することとしている。

民間事業者には、当該分野で蓄積されたノウハウ等を活用し、本事業に係る業務をより効率的かつ効果的、安定的に遂行し、事業期間にわたって優れたVFM（Value for Money）を発揮することが期待される。

(5) 特定事業に係る業務の概要

選定された民間事業者（以下「落札者」という。）は、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「事業者」という。）を設立し、以下の特定事業に係る業務ア～オ（以下「各業務」という。）を実施する。

各業務の概要については、「業務要求水準書（案）」（資料-I）によるものとし、詳細は入札公告時に示す。

なお、防衛省が本事業に関連して実施する業務はカとし、特定事業の業務範囲外とする。

ア 船舶調達業務

本事業船舶の調達に関する業務（以下「船舶調達業務」という。）は、下記(ア)及び(イ)とし、事業者は、本事業船舶を調達（本事業の要求水準を満たす船舶を新たに建造するか中古船舶が要求水準を満たすように改造）する。

なお、本事業船舶の所有権は、運航開始日以降、事業終了まで、事業者が保有するものとする。

(ア) 本事業船舶の調達（設計、建造又は改造及び試験）

(イ) その他本事業船舶の調達に関して必要な一切の業務

本事業船舶を中古船舶の改造により調達する場合で、当該中古船舶を現に所有している者が自ら管理・運航しているときは、当該所有者が船舶を改修の上、事業者に譲渡するか、事業者当該中古船舶を譲渡の上、当該所有者が事業者から改修業務を請け負うものとする。定期備船等の形態により所有者とは別の運航者が実質的に管理・運航しているときは、当該運航者は所有者をして事業者船舶に譲渡せしめ、当該運航者が改造業務を請け負うものとする。

イ 船舶維持管理業務

本事業船舶の維持管理に関する業務（以下「船舶維持管理業務」という。）は、下記(ア)から(オ)までとし、事業者は本事業船舶が待機態勢を維持できるよう必要な維持管理を行う。

待機態勢の詳細については、業務要求水準書（案）（資料－Ⅰ）に示す。

(ア) 本事業船舶の保守点検・修繕

(イ) 船用品の手配・維持

(ウ) 係留施設の確保・維持

(エ) 本事業船舶に係る保険付保

(オ) その他本事業船舶の維持管理に関して必要な一切の業務

ウ 船員雇用・養成業務

本事業船員（本事業船舶の運航に必要な船員をいう。以下同じ。）の雇用・養成に関する業務（以下「船員雇用・養成業務」という。）は、下記(ア)から(ウ)までとし、事業者は本事業船舶が待機態勢を維持できるよう、本事業船員を確保・維持の上、必要な教育・訓練（資格取得等を含む）を実施するとともに、適切な労務管理を行う。

(ア) 本事業船員の雇用・養成

(イ) 本事業船員の配乗・労務管理

(ウ) その他本事業船員の雇用・養成に関して必要な一切の業務

エ 船舶運航業務

本事業船舶の運航に関する業務（以下「船舶運航業務」という。）は、下記(ア)から(オ)までとし、事業者は、防衛省の輸送所要に対応可能となるように本事業船舶の運航準備を行うほか、訓練に伴う輸送役務、緊急時の輸送役務及び防衛省が発注する公的機関のための輸送等を請け負う。ただし、防衛省と事業者は、防衛省の輸送所要の詳細及びその輸送に係る経費負担に関する契約（以下「輸送役務契約」という。）を本事業

業契約とは別に締結する。

また、防衛出動等の事態における輸送（自衛隊の任務遂行のために必要な輸送のうち事業者が本事業船舶の運航を行わない場合に係るものをいう。以下同じ。）及び平時の訓練において防衛省から求められた場合は、事業者は船舶運航を行わず、本事業船舶を防衛省に裸備船する。

- (ア) 運航準備
- (イ) 本事業船舶の運航
- (ウ) 防衛出動等の事態における輸送及び平時の訓練における防衛省への裸備船
- (エ) 被災者支援に必要な一切の業務
- (オ) その他本事業船舶の運航に関して必要な一切の業務

本事業の対象とする防衛省の輸送所要は、以下のとおりである。

- ① 自衛隊の訓練のために必要な輸送
- ② 自衛隊の任務遂行のために必要な輸送
- ③ 公的機関のための輸送等（防衛省が発注する在日米軍の輸送役務等）

防衛省の輸送所要等の詳細は、業務要求水準書（案）（資料－Ⅰ）に示す。

なお、事業者は、防衛省の輸送所要に係る運航に支障を及ぼさない等の一定の条件を満たす範囲において、民間の輸送所要に対する商業運航（以下「民間収益事業」という。）を積極的に行うことが強く期待されている。民間収益事業の実施に係る条件は「民間収益事業の実施要領書（案）」（資料－Ⅱ）によるものとする。

オ 全般管理業務

事業者は、自らの経営管理及び各業務実施企業の業務管理、防衛省との間の連絡調整その他本事業の全般的な管理に必要な業務を行う（以下「全般管理業務」という。）。

カ 本事業に含まれない業務（防衛省が実施する業務）

防衛省は本事業に関連する以下の業務を実施する。なお、詳細は業務要求水準書（案）（資料－Ⅰ）に示すこととする。

- (ア) 防衛省の輸送所要に関する計画立案及び事業者に対する運航指示
- (イ) 隊員及び車両等、輸送物の陸上移送
- (ウ) 船舶への積上げ・積下ろし
- (エ) 防衛出動等の事態における輸送及び平時の訓練のために裸備船する場合の船舶運航

(6) 事業方式

事業者は自らの資金で本事業船舶を調達した後、事業期間中、本事業船舶の所有権を有し、事業終了後も防衛省には譲渡しない、いわゆるＢＯＯ（Build-Own-Operate）方式により実施する。

(7) 事業スケジュール

本事業の事業期間は、本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）の締結の日から令和１７年１２月３１日までの約１１年間を予定している。

本事業の概要スケジュールは以下のとおりである。

令和7年3月頃	事業契約の締結
事業契約締結～令和7年12月31日	本事業船舶の調達
令和8年1月1日～令和17年12月31日	本事業船舶の運航
令和17年12月31日	事業契約の終了

なお、本事業契約の終了を予定する時点において、本事業船舶を継続して使用することが有効と認められる場合、防衛省は事業者と協議し合意の上、当該延長可能と見込まれる時点まで本事業の事業期間を延長することができる。

(8) 本事業の実施に要する費用に関する事項

本事業は、いわゆるサービス購入型によって実施するものとし、事業者が本事業を実施するに当たり要する費用（以下「サービス対価」という。）を、防衛省が事業契約に基づき、本事業船舶の運航を開始してから事業期間終了までの期間にわたり平準化して支払うこととする。

ただし、本事業船舶の運航費用の一部については、運航所要に応じて変動するため、事業契約に基づくサービス対価とは別に、個別の運航の都度契約し、当該運航費用を支払うものとする。

詳細については「サービス対価の算定及び支払方法（案）」（資料－Ⅲ）に示す。

(9) 本事業の実施に関する協定等

防衛省は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。

ア 基本協定の締結

防衛省は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、「基本協定書（案）」については入札公告時に示す。

イ 事業契約の締結

防衛省は、事業者との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定める事業契約を締結し、事業者は、実施方針、入札説明書、落札者が提案した事業内容及び事業契約の定めるところにより本事業を実施する。なお、「事業契約書（案）」については入札公告時に示す。

なお、事業契約とは別に、個別の運航所要毎に、輸送所要の詳細及び経費負担に関する輸送役務契約を事業者との間で締結することを予定している。

(10) 関係法令等

事業者は、以下に列挙するもののほか、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守することとする。

- ・ 船舶法（明治32年法律第46号）
- ・ 船舶安全法（昭和8年法律第11号）
- ・ 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）
- ・ 船員法（昭和22年法律第100号）
- ・ 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）
- ・ 港則法（昭和23年法律第174号）
- ・ 労働組合法（昭和24年法律第174号）

- ・海上運送法（昭和24年法律第187号）
- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）
- ・内航海運業法（昭和27年法律第151号）
- ・防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）
- ・自衛隊法（昭和29年法律第165号）
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- ・海上交通安全法（昭和47年法律第115号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）
- ・武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）
- ・特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）
- ・調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）
- ・装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）
- ・船舶の配員の基準に関する訓令（昭和60年防衛庁訓令第2号）
- ・秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）
- ・民間資金等の活用による自衛隊の施設の整備等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第65号）
- ・特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）
- ・装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）

ただし、防衛出動等の事態における輸送及び平時の訓練において裸備船する場合の船舶運航に際しては、自衛隊法に基づき海上自衛隊が運航する。

なお、上記のうち、特定秘密の保護に関する法律、秘密保全に関する訓令、特定秘密の保護に関する訓令及び装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保については、輸送役務契約において適用する場合がある。

(11) 事業期間終了時の措置

防衛省は、本事業を終了する場合又は事業期間が終了するとき、本事業船舶のスクラップ処分の実施、防衛省又は第三者（一連の売買にかかる最終的な取得者を含む。この号において以下同じ。）への本事業船舶の譲渡等について事業者と協議を行う。

本事業船舶のスクラップ処分等に当たっては実施場所等の条件を防衛省が指定する場合があります。事業者が、スクラップ処分を実施した場合はスクラップ処分に係る経費及び手数料を差し引いた収益を、国に納付するものとする。

本事業船舶を事業期間終了後に第三者に譲渡する場合、譲渡先、譲渡の価格及び譲渡対価（譲渡に係る経費及び手数料を差し引いた収益）の納付については防衛省と協議を実施し、承諾を得るものとする。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

防衛省は、本事業をPFI事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、本事業をPFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に定める選定事業とする。

(2) 評価方法

防衛省は、PFI法、基本方針、VFM（Value For Money）に関するガイドライン

(令和5年6月2日改正)等に基づき、特定事業を評価することとし、防衛省自らが本事業を実施した場合と、事業者にこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として、公的財政負担額の縮減が期待できる場合にVFMがあるものとして定量的に評価するとともに、PFI事業として実施することにより得られる定性的な効果についても考慮し、総合的に評価する。

(3) 選定結果の公表

防衛省は、本事業をPFI法第2条第4項に定める選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、防衛省ホームページ等において速やかに公表する。また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

防衛省は、本事業を選定事業とした場合、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）を広く公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で落札者を決定するものとする。

本事業は、民間のノウハウ、創意工夫等を活用した効率的・効果的なサービスの提供を求めるものであることから、落札者の決定に当たっては、サービス対価の額に加え、各業務に関する能力等を総合的に評価しうる手法として、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第91条第2項に基づき総合評価落札方式を採用する予定である。

2. 落札者の決定手順及び決定方法

防衛省は、以下の手順により落札者を決定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

(1) 有識者等委員会の設置

防衛省は、本事業に関する有識者等からなる委員会（以下「有識者等委員会」という。）を設置し、審査資料に関する評価基準（以下「事業者選定基準」という。）及び評価内容等についての意見を聞くこととする。なお、有識者等委員会の構成は入札公告時に示す。

(2) 入札公告

防衛省は、特定事業の選定を行った場合は、本事業の入札公告を行うとともに、入札公告後直ちに入札説明書等を掲示、防衛省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(3) 質問受付

防衛省は、入札説明書等に記載の内容についての質問を受け付ける。質問受付の方法等は、入札公告時に示す。

(4) 質問回答の公表

防衛省は、入札説明書等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回答を、防衛省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。なお、質問の内容が質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問については、公表しない場合がある。

(5) 第一次審査資料の受付

応募者は、入札説明書等に定めるところにより、参加表明書及び第一次審査に必要な資料を提出する。

(6) 第一次審査及び審査結果の通知

防衛省は、応募者を対象に第二次審査資料提出資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。第二次審査資料提出資格があると認められた応募者（以下「入札参加者」という。）は、第二次審査資料を提出することができる。

(7) 競争的対話

防衛省は、入札参加者との意思の疎通を図り、入札参加者が防衛省の意図に合致した提案を作成できるよう、提案書作成に関する質問への回答を行うことを予定している。

(8) 第二次審査資料の受付

入札参加者は、入札説明書等に定めるところにより、第二次審査資料及び入札書を提出する。

(9) ヒアリング

防衛省は、入札参加者を対象に、必要に応じて第二次審査資料の内容についてヒアリングを行う。

(10) 第二次審査及び落札者の決定

ア 審査の内容

防衛省は、入札参加者が提出する第二次審査資料について、以下の事項について総合的に審査を行う予定である。なお、具体的な事業者選定基準は、入札公告時に示す。

- ・総合的なコスト（運航にかかるコストを含む。）
- ・各業務に関する提案内容
- ・事業実施能力、経営計画及び資金調達計画

イ 落札者の決定

防衛省は、第二次審査資料を提出した者を対象に、有識者等委員会における審議の結果を踏まえ、入札価格及び第二次審査資料を総合的に評価し、落札者を決定する。

(11) 審査結果の公表

防衛省は、審査結果（第一次審査結果を含む。）及び入札結果について、入札参加者に通知するとともに、防衛省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(12) 基本協定・事業契約の締結

ア 基本協定の締結

防衛省は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

イ 特別目的会社の設立

落札者は、基本協定の定めるところにより、事業契約の締結までに、本事業の遂行のみを目的とした会社法に定められる株式会社を設立する。

ウ 事業契約の締結

防衛省は、基本協定締結後、落札者からの提案に基づき、事業者との間で事業契約を締結する。

(13) 特定事業の選定の取り消し

防衛省は、民間事業者の募集、評価、選定に係る過程において、応募者がいない場合、

又は本事業をPFI方式により実施することが適当でない判断した場合は、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すものとする。この場合、防衛省は、この旨を速やかに公表するものとする。

(14) 提出書類の取扱い

応募者の提出書類（第一次審査資料及び第二次審査資料をいう。以下同じ。）の取扱いは以下のとおりとする。

ア 著作権

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他防衛省が本事業に関して必要と認める範囲において、防衛省は、これを無償で使用することができるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているシステム等を使用した結果生じる責任は、応募者が負う。

ウ 資料の公開について

防衛省は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者の提出書類（決定に至らなかった応募者からのものを含む。）の一部を公開する場合がある。なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができるなど公開されることにより提案した応募者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については各応募者と協議する。

3. 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、各業務を事業者から直接、受任又は請負うことを予定する企業によって構成される。応募者のうち、事業者に出資を行い、かつ応募手続を行う企業を「代表企業」として定める。なお、応募者は、代表企業のほか、必要に応じ「構成員」（応募者を構成する企業のうち代表企業以外の企業であって、事業者に出資を行う企業をいう。以下同じ。）及び「協力企業」（応募者を構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、事業者から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）を加えて構成される。

イ 代表企業、構成員及び協力企業は、それぞれが各業務のうちいずれかの業務を実施するものとし、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、又は業務範囲を明確にした上で、各業務を複数の者で分担することも差し支えないが、各業務の全部又はその主たる部分を一括で再委任等してはならない。

ただし、3. (2) ウにて後述するとおり、船舶調達業務において、中古船舶を活用する場合に限り、改造業務の再委託を容認する。

ウ 事業者の株主は以下の要件を満たす日本国法人とする。

(ア) 代表企業及び構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。

- (イ) 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
 - (ウ) 事業者の株主は、原則として事業期間等終了時点まで事業者の株式を保有することとし、防衛省の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。
- エ 応募者は、応募に当たり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにし、各業務のうち、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を重ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。
- オ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、防衛省と協議するものとし、防衛省がその事情を検討の上認めた場合は、この限りでない。
- カ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。
- キ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合は、この限りでない。
- ク 上記キの「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。
- (ア) 資本関係がある場合
 - 以下の（Ａ）又は（Ｂ）のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（Ａ）について子会社（会社法第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、（Ｂ）について子会社の一方が会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。
 - （Ａ）親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - （Ｂ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (イ) 人的関係がある場合
 - 以下の（Ａ）又は（Ｂ）のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（Ａ）については、更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - （Ａ）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - （Ｂ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 代表企業、構成員又は協力企業に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業は、以下の要件を満たす日本国法人とする。

- (ア) P F I 法第 9 条に該当しない者であること。
- (イ) 予決令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (ウ) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (エ) 3. (2) イからカまでにそれぞれ示す競争参加資格を有する者であること。なお、防衛省所管契約事務取扱細則（平成 1 8 年防衛庁訓令第 1 0 8 号）第 1 8 条第 4 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに選定されていること及び本事業に係る技術分野を有しており、本事業に係る「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」できること。
- (オ) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (カ) 入札資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、国から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (キ) 現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (ク) 防衛省が本事業に関する検討を委託した P w C アドバイザリー合同会社（同協力事務所として株式会社日本海洋科学及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- (ケ) 2. (1) に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

イ 代表企業の参加資格要件

代表企業は、以下の要件を満たすものとする。

- (ア) 令和 4 ・ 5 ・ 6 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」の A、B 又は C 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 船舶調達業務を実施する企業の参加資格要件

第 1 1. (5) 各業務のうちア 船舶調達業務を実施する企業（以下「船舶調達企業」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

- (ア) 令和 4 ・ 5 ・ 6 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」の A、B 又は C 等級に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない）。
- (イ) 本事業船舶に関する必要な技術的知見を有し、船舶の調達に係る品質、コスト、スケジュール等を適切に管理する能力を有していること。
- (ウ) 本事業船舶と同等の船種及び規模の船舶を建造した実績を有すること。

ただし、本事業船舶を中古船舶の改造により調達する場合、現在の所有・運航形態に応じて、以下の要領で要件を満たすものとする。

i) 当該中古船舶を現に所有している者が自ら管理・運航している場合	現に所有している者が船舶調達企業として、当該所有者が(ア)から(ウ)までの要件を満たすものとする。ただし、(ウ)については、当該所有者が事業者から改造業務を請負、当該要件を満たす企業に改造を請負わせることで、要件を満たすものとする。
ii) 定期傭船等の形態により所有者とは別の運航者が実質的に管理・運航している場合	運航者が船舶調達企業として、(ア)から(ウ)までの要件を満たすものとする。ただし、(ウ)については、当該運航者が事業者から改造業務を請負、当該要件を満たす企業に改造を請負わせることで、要件を満たすものとする。

エ 船舶維持管理業務を実施する企業の参加資格要件

第1 1. (5) 各業務のうちイ 船舶維持管理業務を実施する企業（以下「船舶維持管理企業」という。）は以下の要件を満たすものとする。

(ア) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない）。

オ 船員雇用・養成業務及び船舶運航業務を実施する企業の参加資格要件

第1 1. (5) 各業務のうちウ 船員雇用・養成業務を実施する企業及びエ 船舶運航業務を実施する企業（以下「船舶運航企業」という。）は以下の要件を満たすものとする。

(ア) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない）

カ 全般管理業務を実施する企業の参加資格要件

第1 1. (5) 各業務のうちオ 全般管理業務を行う企業（以下「全般管理企業」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B又はC等級以上に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない）。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、防衛省と事業者のリスク管理能力に応じて、適正にリスクを分担することにより、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より安定的かつ質の高いサービスの実現を目指すものである。

(2) 想定されるリスクと責任分担

防衛省と事業者の責任分担は、原則として「リスク分担表」(資料-IV)による。具体的な詳細事項については、実施方針に関する意見の結果等を踏まえ、入札公告時に示す。

2. 事業者の責任の履行確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

防衛省は、事業契約に基づいて事業者が実施する本業務の履行を確保するため、次のアからウまでのいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

ア 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

イ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

(ア) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

ウ 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(イ) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、防衛省が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、本事業船舶に係る船舶整備費（ただし、特別目的会社関連経費（運営費用及び会計税務費用を含む）、資金調達関連経費を含まない。以下同じ。）に相当する額の10分の1以上とする。

事業者がウに掲げる保証を付したときは、当該保証は保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、イに掲げる保証を付したときは、保証金の納付を免除する。

船舶整備費に変更があった場合には、保証の額が変更後の船舶整備費の10分の1に達するまで、防衛省は保証の額の増額を請求することができ、事業者は保証の額の減額を請求することができる。

(2) 実施状況の監視等

防衛省は、事業者が事業契約書等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、業務要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するために、代表企業、構成員及び協力企業と事業者との間の契約内容、事業者の財務状況、本事業の実施状況について

監視を行う。

なお、監視の具体的な時期、方法等については、入札公告時に示すものとする。

(3) 支払いの減額等

防衛省は、監視の結果に基づき、事業者の責めに帰すべき事由により事業契約書に定められた債務を履行していない又は業務の実施状況が要求水準に達していないことが明らかになった場合には、業務実施内容の改善・復旧計画の提出及び実施、当該業務に携わる代表企業、構成員及び協力企業の変更等を求めるほか、業務の実施状況に応じてサービス対価を減額することができる。防衛省は、上記の監視の結果に基づき、サービス対価の支払い前に、会計法第29条の11第2項及び予決令第101条の4から第101条の9までに定める検査を行う。

なお、改善要求措置の具体的な方法については、入札公告時に示すものとする。

(4) 公共施設等の変更

事業期間中に、社会情勢等に応じ、本事業船舶の調達及び維持管理・運航等の内容を変更する必要性が生じた場合には、防衛省と事業者は、事業目的に示した機能の確保の方策等について協議を行う。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 本事業船舶の基本的な機能

本事業船舶は2隻とし、事業期間に亘り同一の船舶で運航可能なものとする。なお、いずれも近海区域を航行可能な船舶とする。

本事業船舶の具体的な諸元は、業務要求水準書（案）（資料-I）に示すとおりである。

2. 本事業船舶の係留施設

事業者は、業務要求水準書（案）に示される本事業船員の業務従事条件や本事業船舶の運航条件等を踏まえ、日常的に本事業船舶を係留する港湾等（以下「係留施設」という。）を確保すること。

係留施設は、原則として日本国内における港湾の範囲で、事業者の提案とする。なお、事業期間中、原則として同一係留施設の継続利用を前提とする。ただし、やむを得ない事由により継続利用が困難となった場合や防衛省が要請する場合は、防衛省と事業者との協議により、事業期間中における係留施設の変更を行う場合がある。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

事業計画（応募者又は事業者が本事業の実施について防衛省との関係で作成する一切の計画（第二次審査資料を含む。）をいう。）、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、防衛省と事業者は、誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議の方法や解決の手順等は、事業契約書において定める。

2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書に定める事由ごとに、防衛省又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

1. の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約書に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが業務要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明したときその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、防衛省は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求めることができる。また、事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、防衛省は事業契約を解除することができる。

イ 事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約書に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、防衛省は事業契約を解除することができる。

ウ ア又はイの規定により防衛省が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、防衛省は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができる。

(2) 防衛省の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 防衛省の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除することができる。

イ アの規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、事業者は防衛省に対して、損害賠償の請求等を行うことができる。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

ア 不可抗力その他防衛省又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、防衛省と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内にアの協議が整わないときは、防衛省又は事業者は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができる。

ウ イの規定により防衛省又は事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、防衛省又は事業者は相手方に対し損害賠償の請求等を行うことがで

きる。

エ 不可抗力の定義については、入札公告時に示す。

3. 融資機関又は融資団と防衛省との協議

防衛省は、本事業の安定的な継続を図るために、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめ事業者の本事業に関して資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。なお、防衛省は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、防衛省は検討を行う。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、防衛省はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

3. その他の措置及び支援に関する事項

防衛省は、事業者が本事業を実施するに当たり必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、防衛省と事業者で協議する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業に関連する事項

(1) 本事業の実施に関して使用する言語

本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

(2) 提出書類の作成等に係る費用

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

(3) 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表

ア 受付期間

令和6年9月25日（水）公表後から

令和6年10月4日（金）17時まで（必着）

イ 提出方法

実施方針に関する質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、質問・意見書（様式1、2）に記入し、次のいずれかの方法により提出すること。

・電子メールによる場合は、質問・意見書を添付ファイルとし、電話により着信を確認すること。

・紙による場合は、印刷物を添付の上CD-ROM等の電子記録媒体を郵送等により提出すること（受付期間内に到達すること）。持参によるものは受け付けない。

いずれの場合も、文書（質問・意見書を含む。）は、Microsoft Excel により作成することとし、提出者の部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを必ず記載すること。なお、提出された電子記録媒体、印刷物等は返却しない。提出方法に関する問合せ先は、ウの提出先とする。

ウ 提出先

防衛装備庁 装備政策部装備政策課

〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

電話 03-3268-3111（代表）内線21029

メールアドレス ship-pfi@atla.mod.go.jp

（質問書送付時は添付ファイルを含め1MB以内とすること）

なお、実施方針の内容について、電話での直接回答は行わない。

エ 質問・意見に関するヒアリング

実施方針に関する質問又は意見のうち、防衛省において確認が必要と判断したものについては、質問又は意見を提出した者から直接ヒアリングを行う場合がある。

オ 回答方法

防衛省は、実施方針に関する質問及び質問に対する回答をカの予定日に、防衛省ホ

ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する（公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行わない。）。

カ 回答公表予定日
令和6年10月11日（金）

(4) 情報提供依頼（R F I : Request For Information）及びヒアリングの実施

本事業の実施に係る参考見積等の情報提供を受けるため、国は情報提供依頼（R F I）及びヒアリングを実施する。R F I等の実施要領は別紙を参照のこと。

(5) 実施方針の変更

防衛省は、(3)で受け付けた実施方針に関する意見を踏まえ、P F I法第7条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。国は、実施方針の変更を行った場合は、防衛省ホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

2. 今後のスケジュール（予定）

実施方針公表後の募集・選定スケジュールは、以下のとおり想定している。詳細については、入札公告時に示す。

令和6年10月頃	特定事業の選定
令和6年10月頃	入札公告
令和6年10月頃	第一次審査資料の受付期間
令和6年11月頃	第一次審査結果の通知
令和6年11月頃	競争的対話の実施
令和6年12月頃	第二次審査資料の受付期間
令和7年1月頃	落札者の決定
令和7年2月頃	基本協定の締結
令和7年3月頃	事業契約の締結

3. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。
防衛省ホームページ（<http://www.mod.go.jp/j/procurement/ship/index.html>）

民間船舶の運航・管理事業（旅客船）に関する 情報提供依頼（R F I）及びヒアリングの実施要領

1. 情報提供依頼の実施概要

「民間船舶の運航・管理事業（旅客船）」（以下「本事業」という。）に関する情報提供依頼（以下「R F I」（Request For Information の略）という。）では、本事業への参画を検討している民間事業者（以下「情報提供企業」という。）から、本事業船舶の仕様や調達等の概要、本事業船員の雇用見込みや運航体制の確保、各業務に係る実施コストの参考見積等（以下「情報書」という。）を徴取するとともに、情報書に基づき、防衛省は情報提供企業からのヒアリングを実施する。

2. R F I の実施目的

本事業は船舶を対象とした現行の P F I 事業の 2 期目となる見込みであるとともに、現行事業における課題や本事業実施のための事業条件等が含まれているため、官民双方で本事業に関する共通の理解と検討熟度を深め、爾後、確実かつ円滑に事業の調達を進めることが本 R F I の実施目的である。

3. 情報提供企業の要件

情報提供企業は、本事業の実施方針 第 1 1 . (5) に係る業務を実施する能力があり、 5 . に示す情報書を提供できる者とする。

4. 情報提供に係る意思の確認

情報提供を希望する企業は、令和 6 年 1 0 月 4 日（金）1 7 時まで、情報提供意思表明書（R F I 様式 1）を 9 . の担当窓口に提出すること。

5. 情報書の構成

- ① 参考見積書（R F I 様式 2）
- ② 参考見積説明資料（自由様式）

参考見積額の基礎・根拠となる資料として以下の事項を含めるものとする。

- 現時点で想定する本事業船舶の仕様、調達手法（新規建造、中古船舶の取得による改造の別）、改造する場合は主な改造項目、調達（改修等）スケジュール
- 本事業船員の船員体制（職位別の船員数、船員の雇用計画、船員の業務従事計画、船員給与の水準、予備自衛官の雇用見通し）
- 本事業船舶の待機状況の想定（待機施設の想定、待機時の保安やメンテナンス体制等）
- 民間収益事業の実施見通し（現時点で想定される民間収益事業の用途、収益見積り等）及び過去の同種の事業実績
- その他、参考見積額の前提条件として特に説明が必要な事項

③ ヒアリングへの出席名簿（R F I 様式 3）

情報提供企業側の出席予定者の要件は 7. を参照のこと。

6. 情報書の提出方法

- ① 提出期限 令和 6 年 1 0 月 2 4 日（木） 1 7 時（必着）
- ② 提出部数 紙媒体 1 0 部及び情報書の電子データを収めた C D R 1 部
- ③ 提出方法 電子メール又は郵送
- ④ 提出先 9. の担当窓口

7. ヒアリングの実施

- ① 実施予定日 令和 6 年 1 0 月 2 9 日（火）
※情報提供意思表示書の提出日以降、情報提供企業の担当者に日時・場所を通知する。
- ② 実施時間 約 2 ～ 3 時間
- ③ 出席者
情報提供企業。また、本事業に関して情報提供企業に対する業務支援等を提供している者の同席も認める。出席者は最大 1 0 名とし、R F I 様式 3 に出席者氏名等を記載し、情報書とともに提出すること。
- ④ ヒアリングでの議題（主な議論の流れ）
 - ・ 情報提供企業は情報書①・②の概要を説明のうえ、防衛省からの質疑等に対する回答を行う。

8. 留意事項

- ① 本事業に係る公平性・中立性の観点から、本 R F I に係る質問は受け付けない。
- ② 提出された情報書について内容確認を目的に、ヒアリングの実施前後にかかわらず、防衛省より照会等を行うことがある。情報提供企業は当該照会等に対して必要な対応をすること。
- ③ 情報書提出以降の内容の変更は認めない。
- ④ 情報書作成に要する一切の経費は情報提供企業の負担とする。
- ⑤ 情報提供企業から提出された情報書は原則、非公表とする。
- ⑥ 情報提供企業が本事業の入札に応募する場合であっても、情報書の内容は、民間事業者を選定するために提出を求める事業提案書の内容又は入札価格を拘束するものではない。

9. 担当窓口

防衛装備庁 装備政策部 装備政策課

住所 〒 1 6 2 - 8 8 0 1 東京都新宿区市谷本村町 5 - 1

電話 0 3 - 3 2 6 8 - 3 1 1 1（代表） 内線 2 1 0 2 9

以上

●● 御中

情報提供意思表明書

所在地

企業名

代表者氏名

⑩

民間船舶の運航・管理事業（旅客船）に係る情報提供依頼（R F I）及びヒアリングの実施要領の記載事項を承諾の上、情報提供書の提出及びヒアリングへの参加を希望します。

企 業 名	
所 在 地	
担 当 者 氏 名	
所 属 部 署	
電 話 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

業務項目/費用項目	見積内容（見積の考え方、前提条件等）	見積金額（単位：千円）		参考見積説明資料 （自由様式）等の参照
		単年度	事業期間計	
船舶調達業務				
<中古船舶を改造する場合>				
中古船舶の取得費	※中古船舶の取得費用の見積根拠等をご説明下さい。			
改造に係る基本設計費用				
船舶修繕保険等				
改造工事費用				
（例）居住区設備の改修	※改造項目ごとに記載し、改修内容や内訳を可能な限り詳細にご説明ください。内訳や前提条件の内容が詳細になる場合は、別紙●参照等のように、別様式等で作成頂いても結構です。			別紙●参照
（例）改造に係る入渠費用				
試験・検査費用				
乗出し準備費用	※乗出しに必要な、船用品、燃料、潤滑油、水等。区分があれば、各費用についてお見積り下さい。			
許認可・登記等の手続費用				
海事代理士等の費用				
登録免許税				
<新造する場合>				
※上記区分に準じた費用項目で見積ください。				
船舶維持管理業務				
定期検査等費用	※入渠費、港費・代理店費、検査費等を含むが、定期検査等に伴い修繕が発生する場合は、修繕費に計上すること。また、事業期間中に予定される定期検査実施時期を明示下さい。			
定期検査				
中間検査				
修繕費用	※別紙①により、事業期間に亘る年度別の修繕費を見積下さい。			別紙①に基づき作成
係留施設における係船費用				
岸壁使用・占有にかかる費用				
その他係留施設の警備等に係る費用	※船員が保安警備等を行う場合は、船員費に計上すること。			
船用品費				
（例）船用品費（塗料、薬剤、図書、事務用品等）				
（例）部品費（主補機部品、甲板機械部品、無線通信部品等）				
維持燃料費				
係留に係る燃料費				
慣熟運航に係る燃料費				
潤滑油費				
保険料				
船体保険料				
P I 保険料				
旅客傷害賠償責任保険料				
固定資産税相当				
その他				
（例）ISM取得費				
船員雇用・養成業務				
直接人件費	※船員に対する基本給与及び福利厚生等。別紙②により、役職ごとの船員費単価、人数を見積下さい。			別紙②に基づき作成
船舶運航（準備）業務 ※輸送役務契約で支払う運航経費は含まない				
年度計画・運航計画等の各種計画策定作業				
事業許認可等の手続き費用				
船員に対する資格取得等支援費用				
船員等に対するOJT訓練等費用				
船舶管理・運航会社等の運営経費	※料率等で算定した経費でも結構です。			
人件費（経営陣・事務職員等）	※個別積算の場合、運営体制等をご説明下さい。			
船員の採用・労務管理・乗船手配経費等	※外部への委託を前提とした経費でも結構です。			
事務所経費等				
その他経費（税金・利益等）				

見積にあたっての留意事項

- ①各費用項目は、資料-I 業務要求水準書(案)等の該当する箇所を参考に費用を見積りしてください。業務要求水準書等に記載がない条件等は提出者の状況に応じた前提条件を設定し、費用を見積りください。その場合、見積の考え方や前提条件等は表中又は情報書②「参考見積説明資料」(自由様式)において説明してください。
- ②事業者(SPC)に係る設立費用や法人税・利益の他、資金調達に係る融資組成手数料や利息払い等は上記の見積額に含める必要はありません。
- ③上表で例示した費用項目にかかわらず、提出者が必要と考える費用は適宜、行を追加し、できる限り網羅的に費用を見積りしてください。
- ④事業期間を通じて定期的に定額で発生する見込みの費用は「事業期間計」とともに「単年度」の項目に単年度当たりの見積額を記載してください。事業期間で変動する費用については任意の様式を別シートで新たに追加し、その合計金額を「事業期間計」に記載してください。

別紙① 修繕費用見積金額

本事業船舶※1： 1号船舶

(単位：千円)

主な修繕項目	事業期間※2											見積内容（見積の考え方、前提条件等）	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度		事業期間計
日常保守・点検費用※3													
修繕費※4													
●●													
●●													
●●													
合計													

※1 本事業船舶2隻（1号船舶／2号船舶）のうち、提出者で想定される本事業船舶をプルダウンで選択して下さい。
 ※2 運航スケジュール（1号船舶・2号船舶：令和8年1月1日～令和17年12月31日）を前提に事業期間に応じた年度単位での金額をお見積り下さい。
 ※3 船員が日常保守・点検業務を行う場合は、船員費に計上して下さい。
 ※4 主な修繕項目内訳を記入して下さい。

別紙② 直接人件費見積金額

(単位：千円)

職位※1	船員費単価 (1年あたり)※2	内訳※3					●●	人数	合計	見積内容(担当業務内容、勤務形態等)
		基本給与	法定福利費	福利厚生費	退職金相当	予備自衛官手当				
船長										
機関長										
1等航海士										
2等航海士										
3等航海士										
1等機関士										
2等機関士										
3等機関士										
甲板長										
甲板手										
司厨長										
司厨手										
●●										
●●										
●●										
合計										

※1 適宜行を追加し、提出者で想定される職位を記載して下さい。

※2 事業期間中の職員の経験年数増等による給与の増加等を考慮した単価で見積もり下さい。ただし、資料-Ⅲ サービス対価の算定及び支払方法(案)のとおり、事業期間中の物価変動は契約に基づき調整されます。

※3 基本給与、法定福利費等、上表の区分に応じた船員費単価の内訳をご記載下さい(適宜内訳項目を追加して下さい。)

令和 年 月 日

ヒアリング参加申込書

「民間船舶の運航・管理事業（旅客船）」に関するヒアリングについて、下記の通り参加を申し込みます。

記

R F I 提供者（会社名）	
所 在 地	
担 当 者 氏 名	
所 属 部 署	
電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

出席者

	出席者氏名	会社名	所属・役職	R F I 提供者との関係
1				(例) R F I 提供者 (船舶調達企業)
2				(例) 船舶調達企業の関係会社
3				(例) 船舶調達企業のアドバイザー
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注1：提出期限：令和6年 月 日 () 17時

注2：担当者に対しては開催場所等を含む参加要領を別途メールにてご連絡します。

注3：ヒアリングの参加に際して、各自で実施方針関連資料をご用意ください。

以上

【記載要領】

1. 質問は原則としてすべてインターネット等により公開して回答する（電話等による個別回答は行わない。）。
2. 質問は1行につき1問とし、必要に応じて適宜行を追加すること。また、列の追加又は移動、セルの結合を行わないこと。
3. ある一つの箇所を対象に複数の質問を行う場合には、それぞれを互いに別の質問と見なし、各々別のセルに記載すること。
4. 別々の質問文間の相互参照を行わないこと。
5. 質問内容は会社としてとりまとめ、主旨の重複する複数の質問を行わないこと。
6. 本様式にはあくまで質問のみを記載し、意見は様式2を利用すること。
7. 「②資料名」は電子データ上でプルダウンメニューから選択すること。
8. 「③ページ」の列には、当該質問対象箇所が記載されているページ番号(当該ページの下部に記載されている数字)を半角アラビア数字で記載すること。ページ番号が記載されていない資料については、PDFファイル上のページ番号を記載すること。
9. 「④行」の列には、当該質問対象箇所が記載されている行が当該ページ中で上から数えて何行目であるかを半角アラビア数字で記載すること。なお、文章中の空白行は一行とは数えない。表が含まれるページに関しては表中の一行もページ中の一行として数えるものとする。
10. 「⑤項目名」の列には、当該質問に該当する大綱（章等）より記入すること（英数字、カタカナは全角）。
記入例) 第2－1－(1)－ア
11. 上記7～10の記載をもとに質問を対象箇所の順に並べ、「①No.」の列に「1」から順に通し番号を半角アラビア数字で記載すること。

【記載要領】

1. 意見は原則としてすべてインターネット等により公開して回答する（電話等による個別回答は行わない。）。
2. 意見は1行につき1問とし、必要に応じて適宜行を追加すること。また、列の追加又は移動、セルの結合を行わないこと。
3. ある一つの箇所を対象に複数の意見を行う場合には、それぞれを互いに別の意見と見なし、各々別のセルに記載すること。
4. 別々の意見文間の相互参照を行わないこと。
5. 意見内容は会社としてとりまとめ、主旨の重複する複数の意見を行わないこと。
6. 本様式にはあくまで意見のみを記載し、質問は様式1を利用すること。
7. 「②資料名」は電子データ上でプルダウンメニューから選択すること。
8. 「③ページ」の列には、当該意見対象箇所が記載されているページ番号(当該ページの下部に記載されている数字)を半角アラビア数字で記載すること。ページ番号が記載されていない資料については、PDFファイル上のページ番号を記載すること。
9. 「④行」の列には、当該意見対象箇所が記載されている行が当該ページ中で上から数えて何行目であるかを半角アラビア数字で記載すること。なお、文章中の空白行は一行とは数えない。表が含まれるページに関しては表中の一行もページ中の一行として数えるものとする。
10. 「⑤項目名」の列には、当該意見に該当する大綱（章等）より記入すること（英数字、カタカナは全角）。
記入例) 第2-1-(1)-ア
11. 上記7～10の記載をもとに意見を対象箇所の順に並べ、「①No.」の列に「1」から順に通し番号を半角アラビア数字で記載すること。